

徳島県告示第六百四十二号

徳島県西部総合県民局長から、令和二年徳島県告示第四百五十四号（公共測量を実施する旨の通知があつた件）で公示した公共測量を令和二年九月八日終了した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月二十三日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門